

決議案第2号

北朝鮮による弾道ミサイル発射・核実験の強行を 断固非難し安保理決議の全面履行を求める決議

北朝鮮は、平成29年8月29日早朝、日本の上空を通過し襟裳岬沖に達する中距離弾道ミサイルを、事前通告することなく発射した。9月3日には、6回目の核実験を強行した。更に9月15日には、新たな弾道ミサイルを発射し、前回と同じく日本上空を通過後、太平洋沖に落下した。度重なる北朝鮮のこのような行為は、我が国に対して深刻かつ重大な脅威である。更にアジア太平洋地域及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものであり、到底容認することはできない。また、先般採択された国際連合安全保障理事会決議第2375号をはじめ、累次の国連安保理決議に明白に違反するとともに、国際的な、軍縮・不拡散体制に対する重大な挑戦でもある。

もし朝鮮半島で戦争が勃発すれば、我が国全土に甚大な被害が予測され、このような緊張状態を一刻も早く解決することが、市民の願いである。

よって、本市議会は北朝鮮の弾道ミサイル発射、核実験の強行を断固非難し、国に対し、国際社会と協調し、北朝鮮関連の国連安保理決議に基づく制裁措置を厳格かつ着実に履行することにより、朝鮮半島情勢の緊張緩和を強く求めるものである。

以上のとおり決議する。

平成29年10月2日

逗子市議会